

令和5年6月14日

株 主 各 位

富山市桜町一丁目1番36号
立山黒部貫光株式会社
取締役社長 見 角 要

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は、弊社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案についての賛否をご表示いただき、折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 令和5年6月29日（木曜日）午前11時

2. 場 所 富山市桜町1丁目1番36号

富山地鉄ビル5階 佐伯記念ホール

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第59期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
 2. 第59期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役14名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 参議3名承認の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を議決権行使書と切り離さずに会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげますとともに、新型コロナウイルスの感染予防のため、当日の体調をお確かめのうえ、必要に応じてマスク着用などにご配慮いただきますようお願い申しあげます。

◎株主総会の議決権行使は、郵送での事前行使による方法もございますので、そちらのご利用もご検討をお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.alpen-route.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎なお、株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布等は予定しておりませんので、予めご了承くださいますよう、よろしくようお願い申しあげます。

事業報告

〔 令和 4 年 4 月 1 日から
令和 5 年 3 月 3 1 日まで 〕

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

新型コロナウイルス感染症の流行から3年目を迎え、政府が人流抑制中心から、感染対策と社会経済活動の両立を図る政策へと本格的に舵を切ったことにより、ウィズコロナが定着し、アフターコロナに向けて、新たな段階に進みました。

国内でのワクチン接種が進んだこともあり、経済活動の正常化が期待されましたが、感染の再拡大や物価高騰などが影響し、厳しい経済状況が続きました。

観光業界におきましても、度重なる感染拡大の波が国内旅客の旅行意欲に水を差し、旅行需要は大きく回復したとは言えない厳しい状況が続きました。

そうした中、当期の立山黒部アルペンルートは昨年同様、4月15日に立山駅～信濃大町駅間の全線において営業を再開し、「立山黒部アルペンルート安全・安心ガイドライン」に基づき、感染防止に努めながら、11月30日まで営業いたしました。

営業の推移を概観いたしますと、3年ぶりにコロナ禍による行動制限のない状況下での全線開通を迎えることができました。全国旅行支援に代わる富山県民・地域ブロック県民割キャンペーンが実施されたこともあり、4月から6月にかけて、国内旅客においては順調に推移しました。しかし、7月に入り新型コロナウイルスのこれまでにない急激な感染拡大の影響で、夏秋の観光シーズンには旅客数の伸び率が鈍化しました。

第7波が収束した10月中旬以降には、全国旅行支援の実施や、水際対策の緩和で、国内外とも旅行需要が活発化しましたが、大きな回復に結びつくことはありませんでした。

この結果、当期の入り込み人員は合計480千人（前期比158%、176千人増）となり、また、入り込み方面別では、富山入り込みが227千人（前期比149%）、大町入り込みが253千人（前期比166%）となりました。

旅客の内訳では、国内旅客においては、春先は回復傾向にありましたが、7月の新型コロナウイルスの感染再拡大が影響し、国内旅客全体の入り込み人員は473千人（前期比156%、170千人増）となりました。

一方、海外旅客においては、観光渡航がない中では在留外国人の旅行が主でしたが、6月10日から訪日観光旅客の受入が再開されたことや10月11日に入国者数の上限が撤廃され、個人旅行客の入国も解禁されたことにより、10月中旬以降、少しずつ海外客が戻り始めました。（入り込み人員が7千人、前期比767%、6千人増）

当社区間（立山～黒部湖間）の輸送人員につきましては、鋼索鉄道線（立山ケーブルカー）388千人（前期比152%）、自動車線（立山高原バス等）408千人（前期比153%）、無軌条電車線（立山トンネルトロリーバス）371千人（前期比163%）、普通索道線（立山ロープウェイ）348千人（前期比166%）、鋼索鉄道線（黒部ケーブルカー）352千人（前期比167%）となりました。

当期の運輸収益は、鋼索・索道・無軌条電車事業14億43百万円（前期比177%）、自動車事業7億22百万円（前期比159%）となり、これに構内販売等付帯事業71百万円（前期比684%）を加えた収益合計は、22億37百万円（前期比175%）となりました。

次に営業費につきましては、経営全般にわたる業務の効率化、勤務体制の合理化等のさらなる費用抑制に努めましたが、エネルギー価格高騰などの影響もあり、営業費合計は29億29百万円（前期比113%）となりました。

これに、営業外収益1億83百万円、営業外費用86百万円を加減した当期の経常損失は5億95百万円となりました。

さらに、特別損失を加減した税引前当期純損失は5億96百万円となり、法人税等を減額した結果、6億2百万円の当期純損失を計上することとなりました。

以上のとおり、当期につきましては、当期純損失計上のやむなきに至りましたため、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、配当金につきましては、無配とさせていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

部門別営業成績は、次のとおりです。

運輸営業成績表（令和4年度）

項 目		鋼索鉄道線 (立山ケーブルカー)		自動車線 (立山高原バス等)		無軌条電車線 (立山トンネルトロリーバス)	
			前期比 %		前期比 %		前期比 %
営業キロ程	キロ	1.3	100	85.6	100	3.7	100
営業日数	日	230	100	323	100	230	100
旅客輸送人員	人	388,418	152	408,173	153	370,781	163
旅客運輸収入	千円	309,268	157	718,915	159	555,007	184
運輸雑収	千円	3,000	271	3,086	207	2,963	214
収 益 計	千円	312,268	157	722,001	159	557,970	184
車両走行キロ	キロ	23,134	109	427,611	126	67,621	131

項 目		普通索道線 (立山ロープウェイ)		鋼索鉄道線 (黒部ケーブルカー)	
			前期比 %		前期比 %
営業キロ程	キロ	1.7	100	0.8	100
営業日数	日	230	100	230	100
旅客輸送人員	人	347,761	166	351,870	167
旅客運輸収入	千円	315,926	184	253,992	184
運輸雑収	千円	1,845	197	1,482	221
収 益 計	千円	317,771	184	255,474	184
車両走行キロ	キロ	33,680	121	13,376	115

【営業期間】

鋼索鉄道線(立山ケーブルカー) 令和4年4月15日～令和4年11月30日

自動車線

弥陀ヶ原線 令和4年4月15日～令和4年11月30日 (美女平～室堂間)

称名滝線 令和4年4月29日～令和4年11月10日

極楽坂線 令和4年12月10日～令和5年3月12日

無軌条電車線 令和4年4月15日～令和4年11月30日

普通索道線 令和4年4月15日～令和4年11月30日

鋼索鉄道線(黒部ケーブルカー) 令和4年4月15日～令和4年11月30日

(注)届出期間を基準に記載しております。

その他営業成績表（令和4年度）

(千円)

営業収益	前期比%
71,842	682

(注)その他事業の営業収益は㈱ジェック経営コンサルタントへ経営委託している弥陀ヶ原ホテルの収入と、当社駅施設内で立山貫光ターミナル㈱が営業する構内販売店等に係る収入であります。

(2) 設備投資の状況

当期中に実施いたしました設備投資の総額は2億56百万円であり、そのうち主なものは、次のとおりです。

- ・黒部ケーブルカー対動滑車更新 1億 2百万円
- ・立山ロープウェイ救助索更新 20百万円
- ・立山トンネル内送電用高圧ケーブル更新 15百万円

(3) 資金調達の状況

事業における必要資金については、自己資金で賄っております。

(4) 対処すべき課題

5月8日に新型コロナウイルス感染症の法律上の分類が季節性インフルエンザと同じ「5類」に引き下げられたことにより、様々な行動制限がなくなりました。

コロナ禍を経て変化した消費行動や価値観に対応し、旅客回復に向けて取り組みを進めていく必要があります。

また、今後も一定の感染再拡大リスクを想定した事業運営が必要となることから、昨年度の営業成績を踏まえ、改めて中期経営計画の見直しを行いました。なお、中期経営計画を全社一体となって推し進めるため、「経営管理本部」を設置いたしました。今後、新たな計画に基づく施策を着実に進めてまいります。

【経営基盤の安定と持続可能な事業運営に向けて】

今後も新型コロナウイルス感染症拡大リスクが想定されるほか、エネルギー・物資価格の高騰等のリスクに対応するため、令和5年度の営業再開に向けて、令和4年12月に運賃改定及び割引制度の見直しを行いました。

また、開業50年を経た運輸施設等の総点検を昨年引き続き行い、中長期設備投資計画の策定を推進し、順次改修を施して行くとともに、導入後30年近く経過した立山トンネルトrolleyバスに代わる次世代乗り物の検討を具体化してまいります。

【旅客回復に向けて】

ウィズコロナの加速により、国内旅行とインバウンド双方での需要回復が期待されます。

国内旅行では、旅客に選ばれる観光地であるために、多様化するニーズの変化を捉えるマーケティング調査を強化し、富山県・近隣県・関係市町村・関係機関などのご協力をいただきながら、観光資源を磨き上げ、魅力ある観光コンテンツの拡充を図り、旅行会社や運輸機関との幅広いネットワークやメディアを活用し、誘客に努めてまいります。

海外旅客においても、高品質なサービスや自然文化体験を組み込んだ高付加価値商品を造成し、春期の需要が高いアジア圏だけではなく、SDGsへの意識が高い欧米諸国への販路拡大に努めてまいります。

また、Wi-Fi環境の整備強化を進めており、タブレットオーダーシステム、電子決済サービスの充実やイベント等の情報配信により、消費喚起や乗車利用区間の拡大などを図ってまいります。

【人材の確保・育成】

コロナ禍を経て顕著になった観光業、サービス業における人材不足については、当社も例外ではなく、人材の確保と業務効率の見直しは喫緊の課題です。

当社では年間を通じての経験者採用や採用チャンネルの多角化を進めるとともに、勤

務体系や人事制度の見直し、若手社員へのサポート体制の強化により、労働環境の改善を図ってまいります。また、社員教育や研修の充実を図り、いわゆる「人への投資」を重視してまいります。

更に社内のDX推進や業務の抜本的な見直しによる生産性向上やコミュニケーション活性化により、社員間の信頼関係の強化と意思決定の迅速化を目指してまいります。

【安全・安心の確保に向けて】

全線開通から50年を経て、世界に類のない山岳観光地で運輸事業を営む当社において安全・安心の確保は守るべき当然の責務です。全職場において、継続的に安全・安心の管理と教育を徹底し、法令遵守とヒューマンエラー防止に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、5類感染症への変更に伴い、新たな「立山黒部アルペンルート安全・安心ガイドライン」を策定し、お客様のご協力のもと安心してご乗車いただけるよう引き続き周知してまいります。

また、各乗り物の抗菌・抗ウイルス加工、駅舎内へアルコール消毒液を使用した定期的清掃、換気対策を講じた各乗り物の運行などを実施し、当社従業員においてもマスク着用、手指消毒の自己管理や職場での感染対策の徹底を引き続き講じてまいります。

乗り物施設の安全対策や弥陀ヶ原火山災害発生リスクに対しては、行政および関係機関と連携しながら、施設調査や対策の検討、災害対応体制の構築、避難確保計画の策定などを進めてまいります。

今後とも、安全・安心の確保に対する取り組みを継続して行い、安全・安心な立山黒部アルペンルートの構築に役職員一丸となって邁進いたします。

【自然環境の保全に向けて】

令和5年度の立山黒部アルペンルートは、関係機関のご協力ご配慮を得て4月15日に全線で営業を再開いたしました。営業再開にあたっては、早春の立山一帯における自然環境保全に対する理解の周知徹底に万全を期してまいりました。

引き続き、環境にやさしい施設の維持管理、ごみ処理対策の徹底、美化清掃活動の推進など、立山の大自然を守り伝えるための努力を続けてまいります。

今後とも自然公園法の目的に沿い、自然にふれあうことで、その素晴らしさを知っていただけるよう、観光と環境保全の調和を図り、関係機関と連携して立山黒部の大自然を広く紹介してまいります。

昨年、立山黒部アルペンルートは次の50年に向けた新しい第一歩を踏み出しました。

次の50年に向けて、幾多の先人の方々が築き上げてきた「立山黒部」ブランドを持続可能な価値ある観光地へと進化させるため、高品質な観光コンテンツ造成、収益に結び付く営業活動の強化、安全・安心な立山黒部アルペンルートの構築、そして大自然立山の自然環境保全に、役職員一同全力を傾注してまいります。

今後とも、変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第56期 (令和元年度)	第57期 (令和2年度)	第58期 (令和3年度)	第59期(当期) (令和4年度)
営業収益(千円)	4,196,529	917,425	1,277,311	2,237,329
当期純利益(損失)(千円)	△1,303,997	△3,556,684	△764,541	△602,592
1株当たり当期純利益(損失)	△145円32銭	△396円36銭	△85円20銭	△67円15銭
総資産(千円)	9,906,353	10,180,183	10,312,798	9,001,932

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
立山貫光ターミナル㈱	10,000千円	71.1%	ホテル業、商品販売
立山黒部サービス㈱	100,000千円	89.9% (24.9%)	貨物自動車事業等

(注) 出資比率の()内の数字は間接所有割合(内数)であります。

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容(令和5年3月31日現在)

当社は、立山黒部アルペンルートにおいて鉄道事業法および道路運送法による輸送事業を行っております。

鋼索鉄道事業(立山ケーブルカー)	立山～美女平間	1.3km
一般乗合自動車運送事業(立山高原バス)	美女平～室堂間	23.0km
	富山～室堂間	69.7km
鋼索鉄道事業(黒部ケーブルカー)	立山～栗巢野間	8.8km
	極楽坂～立山間	
	立山自然の家～栗巢野間	8.4km
	小見小学校～栗巢野間	5.5km
無軌条電車事業(立山トンネルトロリーバス)	立山～称名滝間	7.1km
	室堂～大観峰間	3.7km
普通索道事業(立山ロープウェイ)	大観峰～黒部平間	1.7km
鋼索鉄道事業(黒部ケーブルカー)	黒部平～黒部湖間	0.8km

(8) 主要な営業所 (令和5年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	富山市桜町一丁目1番36号
運 輸 事 業 部	富山県中新川郡立山町芦峯寺千寿ヶ原
立 山 バ ス セ ン タ ー	富山県中新川郡立山町芦峯寺千寿ヶ原
セ ン ト ラ ル パ ー ク レ ス ト ラ ン	富山市本宮
東 日 本 営 業 所	千代田区四番町4-9 東越伯鷹ビル3F
西 日 本 営 業 所	大阪市西区靱本町1-9-15 近畿富山会館4F
大 町 事 業 所	長野県大町市大町3226-2

(9) 従業員の状況 (令和5年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
193名	17名減	45.6歳	22.7年

(10) 主要な借入先 (令和5年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
(株)日本政策投資銀行	3,115,551千円
(株)北陸銀行	1,011,058
(株)みずほ銀行	978,875
(株)八十二銀行	866,504
(株)富山第一銀行	360,337
富 山 県	55,000

2. 株式に関する事項（令和5年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 14,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,973,238株（自己株式318,430株を除く）
- (3) 当事業年度末の株主数 1,412名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
富山地方鉄道(株)	2,223千株	24.8%
富山県	1,600	17.8
北陸電力(株)	591	6.6
関西電力(株)	575	6.4
(株)北陸銀行	416	4.6
(株)みずほ銀行	416	4.6
関電不動産開発(株)	410	4.6
名古屋鉄道(株)	300	3.3
富山市	269	3.0
(株)日本政策投資銀行	130	1.5

(注) 持株比率は、自己株式318,430株を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（令和5年3月31日現在）

氏名	会社における地位・担当	重要な兼職状況等
見角 要	代表取締役社長	立山貫光ターミナル(株)代表取締役社長
中川 修	専務取締役	
高江 均	常務取締役技術環境部担当	
中村 直幸	常務取締役経営管理本部担当	
秋元 一秀	常務取締役運輸事業部担当	
新田 八朗	取締役	富山県知事
庵 栄伸	取締役	(株)北陸銀行代表取締役会長
宮本 信之	取締役	関西電力(株)執行役常務
辻川 徹	取締役	富山地方鉄道(株)代表取締役社長
藤井 裕久	取締役	富山県富山市長
牛越 徹	取締役	長野県大町市長
尾崎 浩二	取締役	(株)みずほ銀行富山支店長
大谷 真一	取締役ホテル事業委託部長	立山貫光ターミナル(株)取締役ホテル事業部担当
川高 健裕	取締役経営企画部長	
杉林 義宏	取締役技術環境部長	
出来田 肇	監査役	
舟橋 貴之	監査役	富山県立山町長
新庄 一洋	監査役	富山地方鉄道(株)専務取締役

- (注) 1. 取締役 新田八朗、庵 栄伸、宮本信之、辻川 徹、藤井裕久、牛越 徹、尾崎浩二の各氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 舟橋貴之氏および新庄一洋氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当事業年度中に新たに就任した監査役は次のとおりです。
監査役 出来田肇（令和4年6月29日就任）
4. 当事業年度中に退任した監査役は次のとおりです。
監査役 川嶋芳明（令和4年6月29日退任）

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 新田八朗、庵 栄伸、宮本信之、辻川 徹、藤井裕久、牛越 徹、尾崎浩二の各氏、および監査役 出来田 肇、舟橋貴之、新庄一洋の各氏との間で会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(5) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	支給人員	支 給 額
取締役	15名	63,235千円
監査役	3名	8,520千円

- (注) 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬額には、社外取締役分4,500千円が含まれております。
3. 監査役の報酬額には、社外監査役分960千円が含まれております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

平成17年6月28日開催の第41回定時株主総会において、取締役の報酬額は月額1,200万円以内、監査役の報酬額を月額200万円以内と決議しております。

(なお、取締役の報酬額には、使用人兼取締役の使用人分の給与は含まないとして決議しております。)

また、当該株主総会終結時点の役員数は取締役15名、監査役3名です。

③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

1. 基本方針

役員報酬は、役員それぞれの求められる役割・責務を踏まえ、適切な人材を確保・維持する適正な水準とすることとしております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬の内容の決定方法及び決定された報酬の内容が取締役会で決議された基本方針と整合しており、当該基本方針に沿うものであると判断しております。

2. 取締役（社外取締役を除く）の報酬に関する方針

取締役（社外取締役を除く）の報酬については、当社事業の特殊性を鑑み、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）のみとしており、業績連動報酬や株式関連報酬（非金銭報酬）は設けておりません。

報酬は、年額を毎月按分した月例の固定報酬とし、当該報酬限度額の範囲内で、役位・職責・在任年数に応じて、他社水準・当社の業績・従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して、取締役会の決議を経て支給することとしています。

3. 社外取締役の報酬に関する方針

社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場から経営を監

督および助言する立場を考慮し、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）のみとしており、業績により変動する要素はありません。

報酬は、年額を毎月按分した月例の固定報酬とし、当該報酬限度額の範囲内で、その責務に相応しいものとし、各々の果たす役割等を考慮しながら、取締役会の決議を経て支給することとしています。

4. 監査役の報酬に関する方針

監査役の報酬については、企業業績に左右されず取締役の業務執行を監査する独立した立場を考慮し、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）のみとしており、業績により変動する要素はありません。

報酬は、年額を毎月按分した月例の固定報酬とし、当該報酬限度額の範囲内で、監査役の協議を経て支給することとしています。

5. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

各取締役の個人別基本報酬（金銭報酬）の額の決定につきましては取締役会の決議を受け取締役会の委任を受けた代表取締役社長の見角要に一任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役 新田八朗氏は、富山県知事であります。なお、当社との間に特別の関係はありません。

社外取締役 庵 栄伸氏は、(株)北陸銀行の代表取締役会長であります。なお、(株)北陸銀行は、当社の主要な取引先（特定関係事業者）に該当いたします。

社外取締役 宮本信之氏は、関西電力(株)の執行役常務であります。なお、当社との間に特別の関係はありません。

社外取締役 辻川 徹氏は、富山地方鉄道(株)の代表取締役社長であります。なお、富山地方鉄道(株)は、当社の関連会社（特定関係事業者）に該当いたします。

社外取締役 藤井裕久氏は、富山県富山市長であります。なお、当社との間に特別の関係はありません。

社外取締役 牛越 徹氏は、長野県大町市長であります。なお、当社との間に特別の関係はありません。

社外取締役 尾崎浩二氏は、(株)みずほ銀行富山支店長であります。なお、(株)みずほ銀行は、当社の主要な取引先（特定関係事業者）に該当いたします。

社外監査役 舟橋貴之氏は、富山県立山町長であります。なお、当社との間に特別の関係はありません。

社外監査役 新庄一洋氏は、富山地方鉄道(株)の専務取締役であります。なお、富山地方鉄道(株)は、当社の関連会社（特定関係事業者）に該当いたします。

② 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務

各社外取締役は、定期的開催される取締役会の出席、および個別での情報交換の機会を通して、豊富な経営経験および見識に基づき、それぞれ意見表明を行っております。

各社外監査役は、定期的開催される取締役会および監査役協議会に出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性についての他、監査役職務に関する事項について、豊富な見識に基づき、それぞれ意見表明を行っております。

社外取締役 新田八朗氏は、富山県知事としての豊富な行政経験と高い見識による、情報交換・意見表明を行っております。

社外取締役 庵 栄伸氏は、(株)北陸銀行の代表取締役会長であり、経済・金融情勢に関する豊富な経験と高い見識による経営全般に対する助言・提言を行っております。

社外取締役 宮本信之氏は、関西電力(株)の執行役常務であり、公益的企業経営における豊富な経験と高い見識による経営全般に対する助言・提言を行っております。

社外取締役 辻川 徹氏は、富山地方鉄道(株)の代表取締役社長であり、運輸事業の経営者としての豊富な経験と高い見識により、同じく運輸事業を営む当社に経営全般に対する助言・提言を行っております。

社外取締役 藤井裕久氏は、富山県富山市長としての豊富な行政経験と高い見識による、情報交換・意見表明を行っております。

社外取締役 牛越 徹氏は、長野県大町市長としての豊富な行政経験と高い見識による、情報交換・意見表明を行っております。

社外取締役 尾崎浩二氏は、(株)みずほ銀行富山支店長であり、経済・金融情勢に関する豊富な経験と高い見識による経営全般に対する助言・提言を行っております。

社外監査役 舟橋貴之氏は、富山県立山町長としての豊富な行政経験と高い見識による、情報交換・意見表明を行っております。

社外監査役 新庄一洋氏は、富山地方鉄道(株)の専務取締役であり、運輸事業の豊富な経験と高い見識により、同じく運輸事業を営む当社に経営全般に対する助言・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

18,500千円

(注) 監査役協議会は、会計監査人の職務執行状況を確認し、その監査品質および監査時間等に鑑み、上記の報酬額が妥当であると判断いたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役協議会は、会社法第340条第1項各号に定める事由に会計監査人が該当すると認められる場合の解任のほか、会計監査人の法令違反、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 当社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合する事を確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ会社の業務の適正を確保する体制として、取締役会で決議した事項は次の通りであります。

○内部統制基本方針

この内部統制基本方針は、当社およびグループ会社の業務の適正を確保する体制を整備することにより、社会的責任と公共的使命を果たしていくことを目的とする。

第1章 内部統制の推進

- 1 取締役会は、内部統制基本方針を決議し、適切に見直しを行うとともに、内部統制の実施状況を監督する。
- 2 取締役社長は、内部統制基本方針に基づき体制の整備、諸規程の制定および改正を行うとともに、内部統制について役職員に周知徹底する。
- 3 取締役社長は、内部統制を担当する内部統制担当取締役を指名する。
- 4 内部統制担当取締役は、毎年度内部統制実施計画を策定する。

- 5 内部統制担当取締役は、会社全体の内部統制の管理を行う。
- 6 各部および室を担当する取締役は、担当する部門の内部統制を統括する。
- 7 各部長および室長は、各部および室の内部統制の管理を行う。
- 8 役職員は、立山三社行動指針、役員および職員の行動基準、その他内部統制に関する事項を実践する。

第2章 法令、社会倫理規範の遵守

第1節 コンプライアンス体制の整備

- 1 会社の社会的責任を果たし、社会的信用を維持するため、取締役および職員の職務執行等が法令、定款ならびに立山三社行動指針および役職員の行動基準に反しないよう徹底する。
- 2 取締役社長は、コンプライアンスを担当するコンプライアンス担当取締役を指名する。
コンプライアンス担当取締役は、コンプライアンスの現状を把握し、コンプライアンス体制を整備する。
- 3 各部および室を担当する取締役は、担当する部門のコンプライアンス体制の整備を統括する。
- 4 各部長および室長を、コンプライアンス責任者とする。
コンプライアンス責任者は、各部および室のコンプライアンス事項の明示、遵守のための手引の作成、教育、研修を実施する。また、これについて、自己点検を実施する。
- 5 職員がコンプライアンスに関する違反、逸脱、過失等について通報または相談できる制度として、コンプライアンスヘルプラインを置く。

第2節 コンプライアンス違反への対応

- 1 取締役、コンプライアンス責任者または監査役がコンプライアンスに係る問題が発生または発生のおそれがあると認めるときは、速やかにコンプライアンス担当取締役に報告する。
- 2 コンプライアンス担当取締役は、前号による報告または内部通報等を受けたときは、その内容を調査し、是正措置、再発防止措置について該当する部署と協議のうえ決定する。この場合、重要な事項については、取締役会に報告する。

第3章 情報の保存および管理

第1節 文書の管理

- 1 会社における業務の組織的、能率的な運営を図るため、業務執行に係る情報は文書に記録し、適切に保存、管理を行う。
- 2 各部および室を担当する取締役は、担当する部門の文書の適切な保存、管理を統括する。
- 3 各部長および室長は、文書管理規程に基づき文書を適切に保存、管理し、取締役または監査役が速やかに閲覧できる体制を整備する。

第2節 情報の開示

- 1 会社の信頼性向上と利害関係者への情報提供のため、適切な情報開示を行う。
- 2 総務部長は、情報開示規程に基づき、開示すべき事項が発生したときは、速やかにこれを開示する。
- 3 開示は、電磁的方法その他適切な方法により行う。

第4章 リスク管理

第1節 リスク管理体制の整備

- 1 事業の円滑な遂行を確保するため、リスクの発生の可能性を低下させ、また、発生した場合の損失を軽減させるリスク管理を行う。

- 2 取締役社長は、リスクを担当するリスク担当取締役を指名する。
リスク担当取締役は、リスクの現状および管理の状況を把握し、リスク管理体制を整備する。
- 3 各部および室を担当する取締役は、担当する部門のリスク管理体制を統括する。
- 4 各部長および室長を、リスク管理責任者とする。
リスク管理責任者は、リスクの現状および管理の状況の把握、未然防止策および発生したときの対応策の策定、防災、救助訓練、教育、研修を実施する。また、これについて、自己点検を実施する。

第2節 危機管理

- 1 危機に際して迅速に対応し、被害の拡大防止を図るため、危機管理体制の整備を行う。
- 2 リスク担当取締役は、危機管理の体制を整備する。

第5章 業務の効率性の確保

- 1 経営環境の変化に対応し、会社を維持発展させるため、業務の効率化と迅速化に取り組む。
- 2 取締役社長は、当社およびグループ全体の経営目標を定め、この経営目標を達成するための中期経営計画を策定する。
- 3 常勤役員会を毎週1回および必要に応じて随時開催し、当社およびグループ会社の営業状況、月次収支、その他重要な情報について報告する。
- 4 業務の効率化、迅速化のため、役職員への権限の委譲および責任の明確化を図る。
- 5 業務の効率化、迅速化のため、ITを積極的に活用する。

第6章 グループ会社の内部統制

- 1 当社およびグループ会社は、経営目標を共有し、その目標達成のために一体となって事業を推進する。
- 2 当社およびグループ会社は、相互の取引にあたり公正を旨とし、一方に不当な利益、損失が生じることを行わない。
- 3 当社の内部統制担当取締役は、グループ全体の内部統制を統括する。
- 4 当社のコンプライアンス担当取締役は、グループ全体のコンプライアンス体制の整備を統括する。
- 5 当社のリスク担当取締役は、グループ全体のリスク管理体制の整備を統括する。

第7章 監査役による監査の実効性の確保

- 1 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、当該使用人を置く。
- 2 前号の使用人は、取締役から独立し、監査役の指示命令に従う。
- 3 当社およびグループ会社の役職員は、監査役から報告を求められたときは、速やかに報告を行う。
- 4 役職員は、次の事項を見つけた場合、監査役に報告する。
 - (1) 重要な法令・定款違反
 - (2) その他コンプライアンスに係る重要事項
 - (3) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - (4) 経営状況に係る重要事項
 - (5) 内部監査およびリスク管理に係る重要事項
- 5 グループ会社の監査役が、前号の報告を受けた場合、当社の監査役に報告する。
- 6 第4号および第5号の報告を行った当社およびグループ会社の役職員に対する当該報告を理由とした不利益な取扱いを禁止する。
- 7 内部統制担当取締役は、内部統制の実施状況を毎年度定期的に監査役に報告する。また、内部統制に重大な問題が生じたときは、監査役に報告する。
- 8 監査役は、主要な会議に出席し、意見を述べることができる。

- 9 監査役は、監査の実施のために弁護士・公認会計士等の助言を求めることができ、その費用は会社が負担する。

第8章 内部監査

- 1 業務活動の改善、経営効率の向上に資するため、監査部門を置き、内部監査を行う。
- 2 監査部門は、会社の業務が経営方針、計画および諸規程に準拠し、かつ適正に運用されているかについて、監査を行う。
- 3 監査部門は、毎年度監査基本計画を策定するとともに、監査の実施にあたっては、あらかじめ監査実施計画書を作成し、それに基づいて監査を行う。
- 4 監査部門は、取締役社長に監査報告書を提出する。

第9章 細 則

- 1 内部統制基本方針の適用について必要な事項は、取締役社長が別に定める。

上記内部統制基本方針の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ・ 全社的なリスク「新型コロナの流行の発生後」にかかる取組み状況報告書等を作成し、内部統制委員会において報告、審議を行いました。
- ・ 会計監査人によるIT全般統制監査を実施いたしました。
- ・ 内部監査規程に基づき、安全に関する監査を実施いたしました。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

該当事項はありません。

貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	2,781,985	流動負債	1,157,090
現金及び預金	2,513,049	支払手形	17,577
関係会社短期貸付金	97,281	短期借入金	772,799
リース債権	5,879	リース債務	5,879
未収金	856	未払金	209,688
未収法人税等	240	未払費用	10,205
未収収益	22	未払消費税等	71,343
飲食物料品	6,318	未払法人税等	6,589
貯蔵品	114,139	預り金	9,788
前払金	28,110	前受金	1,586
前払費用	2,083	賞与引当金	51,632
その他の流動資産	14,003		
固定資産	6,219,947	固定負債	7,209,664
鋼索鉄道事業固定資産	1,436,459	長期借入金	5,614,528
普通索道事業固定資産	818,919	リース債務	5,879
無軌条電車事業固定資産	290,062	退職給付引当金	1,223,066
自動車事業固定資産	323,327	資産除去債務	22,234
構内販売その他事業固定資産	738,816	長期未払金	12,882
各事業関連固定資産	369,608	繰延税金負債	298,946
その他の固定資産	423,121	その他の固定負債	32,127
建設仮勘定	1,976		
投資その他の資産	1,817,656	負債合計	8,366,754
関係会社株式	1,097,370	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	50,140	株主資本	57,192
出資金	1,429	資本金	100,000
関係会社長期貸付金	608,156	資本剰余金	1,643,985
リース債権	5,879	その他資本剰余金	1,643,985
その他の投資等	54,679	利益剰余金	△ 1,367,134
		その他利益剰余金	△ 1,367,134
		繰越利益剰余金	△ 1,367,134
		自己株式	△ 319,657
		評価・換算差額等	577,985
		その他有価証券評価差額金	577,985
		純資産合計	635,178
資産合計	9,001,932	負債・純資産合計	9,001,932

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	金 額	金 額
鋼索鉄道事業		
営業 収 益	567,743	
営業 費	857,155	
営業 損 失		289,412
普通索道事業		
営業 収 益	317,771	
営業 費	450,440	
営業 損 失		132,669
無軌条電車事業		
営業 収 益	557,970	
営業 費	616,048	
営業 損 失		58,078
自動車事業		
営業 収 益	722,001	
営業 費	910,056	
営業 損 失		188,055
構内販売その他事業		
営業 収 益	71,842	
営業 費	95,910	
営業 損 失		24,067
全事業営業損失		692,282
営業外収益		
受取利息・受取配当金	10,489	
補助金収入	63,526	
貸倒引当金戻入額	52,546	
その他の収益	56,580	183,143
営業外費用		
支払利息	82,611	
その他の費用	4,190	86,801
経常損失		595,941
特別損失		
減損損失	62	62
税引前当期純損失		596,003
法人税、住民税及び事業税	6,589	6,589
当期純損失		602,592

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金		
		そ の 他 資 本 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 の 剰 余 金	益 金 計
当 期 首 残 高	100,000	1,643,985	△ 764,541		△ 764,541
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失			△ 602,592		△ 602,592
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分					
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△ 602,592		△ 602,592
当 期 末 残 高	100,000	1,643,985	△ 1,367,134		△ 1,367,134

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△ 319,655	659,787	610,248	1,270,036
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失		△ 602,592		△ 602,592
自 己 株 式 の 取 得	△ 52	△ 52		△ 52
自 己 株 式 の 処 分	50	50		50
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			△ 32,262	△ 32,262
当 期 変 動 額 合 計	△ 2	△ 602,594	△ 32,262	△ 634,857
当 期 末 残 高	△ 319,657	57,192	577,985	635,178

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- | | | |
|-----------------|-------|--|
| 子会社株式及び関連会社株式 | | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| その他有価証券 | | 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)を採用しております。 |
| 市場価格のない株式等以外のもの | | 主として移動平均法による原価法を採用しております。 |
| 市場価格のない株式等 | | |
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- | | | |
|-------|-------|---|
| 飲食材料品 | | 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。 |
| 貯蔵品 | | 同上 |
- (3) 固定資産の減価償却方法
- | | | |
|-------------------|-------|-----|
| 有形固定資産(リース資産を除く) | | |
| 鋼索・索道・無軌条電車事業固定資産 | | 定額法 |
| 自動車事業固定資産 | | 同上 |
| 付帯事業固定資産 | | 同上 |
| 各事業関連固定資産 | | 同上 |
| 無形固定資産(リース資産を除く) | | 定額法 |
- なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。
- リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 引当金の計上方法
- 貸倒引当金
- 関係会社貸付金、その他債権等の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。
- 賞与引当金
- 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- 退職給付引当金
- 従業員に対する退職給付に備えるため、自己都合による期末要支給相当額を計上しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
- 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。
- 旅客収入
- 旅客収入は、旅客に運輸サービスを提供した時点において履行義務が充足されると判断しており、当該旅客に運輸サービスを提供した時点で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

有形固定資産	4,280,112 千円
無形固定資産	122,178 千円

- (1) 当年度の計算書類に計上した金額の算出方法
- 当社は、有形固定資産及び無形固定資産を、運輸及び構内事業に係る資産グループ、弥陀ヶ原ホテルに係る資産グループ及びその他の複数の資産グループにグルーピングしており、複数の資産グループに営業損失の継続その他の減損の兆候があります。
- 当事業年度末において、減損損失の認識の判定を行ない、認識を必要としたその他の資産グループについては、資産グループの帳簿価額を回収可能価額である正味売却価額まで減額しております。
- (2) 当年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
- 減損損失の認識の判定において利用する将来キャッシュ・フローの基礎となる将来の事業計画には仮定が含まれております。当該事業計画に含まれる主要な仮定には、当社線利用人員予測、営業収益予測、営業費予測及び設備更新投資計画があります。

当社線利用人員は、令和6年3月期では新型コロナウイルス感染症の影響により従来の8割程度、令和7年3月期以降では従来の9割程度の水準に回復することを想定しております。営業収益、営業費及び設備更新投資についても当面は売上に対応して抑制することを想定しておりますが、長期的にはキャッシュ・フローの見積期間において更新が必要と判断した重要な設備投資を見積りに含めております。

(3) 翌年度の計算書類に与える影響

事業計画に含まれる仮定は新型コロナウイルス感染症の収束や気象状況などによって影響を受ける可能性があり、実際のキャッシュ・フローが見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、有形固定資産及び無形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 22,754,860 千円

(3) 事業用固定資産	有 形 固 定 資 産	4,278,135 千円
	土 地	513,728 千円
	建 物	1,905,129 千円
	構 築 物	642,781 千円
	車 両	312,666 千円
	そ の 他	903,829 千円
	無 形 固 定 資 産	122,178 千円

(4) 担保に供している資産及び担保に係る債務

(イ) 担保に供している資産	鋼索・索道・無軌条電車事業固定資産	2,175,920 千円
	自動車事業固定資産	290,872 千円
	付帯事業固定資産	622,029 千円
	各事業関連固定資産	88,762 千円
	関係会社株式	600,000 千円
	計	3,777,583 千円

(ロ) 担保に係る債務	短 期 借 入 金	762,799 千円
	長 期 借 入 金	3,953,528 千円
	計	4,716,328 千円

(5) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務（区分表示したものを除く）

	短 期 金 銭 債 権	6,001 千円
	長 期 金 銭 債 権	51,276 千円
	短 期 金 銭 債 務	8,667 千円
	長 期 金 銭 債 務	890 千円

(6) 固定資産の圧縮記帳

	鋼索鉄道事業固定資産	69,970 千円
	普通索道事業固定資産	41,851 千円
	自動車事業固定資産	46,377 千円
	計	158,199 千円

(7) 当座貸越契約

当社は、効率的に運転資金を確保するため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,600,000 千円
借入実行残高	- 千円
差引額	1,600,000 千円

(8) 財務制限条項

長期借入金のうち5,256,908千円(2021年11月24日付シンジケート・ローン契約等)の中には、以下の財務制限条項が付されております。

(イ) 2028年3月期以降の各年度の決算期の末日における貸借対照表における純資産の部の金額を、前決算期の末日または2027年3月決算期の末日の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の金額の75%以上の金額に維持すること。

(ロ) 2025年3月期以降の各年度の決算期の損益計算書における経常損益について2期連続の赤字を回避すること。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 営業収益		2,237,329 千円
(3) 営業費		2,929,612 千円
	運送営業費及び売上原価	2,007,615 千円
	販売費及び一般管理費	368,249 千円
	諸税	48,784 千円
	減価償却費	504,962 千円

(4) 減損損失

当社は、当事業年度において以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
長野県大町市	遊休資産	土地	62 千円
	合	計	62 千円

当社は、継続的に損益の把握を実施している管理会計上の単位である事業グループ別にグルーピングを行っております。ただし、将来の使用が見込まれていない遊休資産などは、個別の資産グループとして取り扱っております。

上記資産について、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、収益性の低下により投資額を回収する目的が立たないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額は、主として不動産鑑定士による評価額等をもとに評価しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローが見込めないため零と評価しております。

(5) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	8,188 千円
営業費	245,664 千円
営業取引以外の取引による取引高	23,536 千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	318,430 株
------	-----------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	416,943 千円
減価償却費	10,347 千円
賞与引当金	20,165 千円
減損損失	544,077 千円
資産除去債務	7,579 千円
関係会社株式評価損	218,176 千円
繰越欠損金	1,628,310 千円
その他	2,059 千円
繰延税金資産小計	2,847,659 千円
評価性引当額	△ 2,847,659 千円
繰延税金資産合計	- 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	298,946 千円
繰延税金負債合計	298,946 千円
繰延税金負債の純額	298,946 千円

7. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	70.78 円
一株当たり当期純損失	67.15 円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(単位:千円)

属性	会社等の名称	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
関連 会社	立山貫光ターミナル株式会社	所有 直接 71.1%	資金貸付金等	資金の貸付	705,437	関係会社短期貸付金	97,281
						関係会社長期貸付金	608,156
				利息の受取	8,897	未収収益	22

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. その他の注記

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- (イ) 当該資産除去債務の概要
建物解体時におけるアスベスト除去費用及び使用中のトランス等に含まれるPCBの処理費用であります。
- (ロ) 当該資産除去債務の金額の算定方法
建物解体時に発生するアスベスト除去費用は、当該債務にかかる建物の撤去する期間を17年と見積り、割引率は1.854%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
- (ハ) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

内訳	金額
期首残高	22,234 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円
時の経過による調整額	- 千円
資産除去債務の履行による減少額	- 千円
期末残高	22,234 千円

資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当社は、千寿ヶ原～美女平間運輸事業、弥陀ヶ原運輸事業、室堂～黒部湖間運輸事業及び弥陀ヶ原ホテルの国有林野使用許可書に基づき、当社が使用する使用許可物件(土地)の返還時に、原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する使用許可物件(土地)の実質的な使用期間は、国の林野行政の動向に左右されるため、現時点では明確でなく、将来運輸事業及び弥陀ヶ原ホテル施設を移転又は廃止する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることが不可能であります。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

連結貸借対照表

令和5年3月31日現在

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	3,173,052	流動負債	1,272,247
現金及び預金	2,935,857	支払手形及び買掛金	51,916
売掛金	1,175	短期借入金	794,999
棚卸資産	179,433	リース債務	5,879
その他	56,585	未払消費税等	102,576
		未払法人税等	7,639
		賞与引当金	72,563
		その他	236,672
固定資産	6,634,790	固定負債	7,922,646
有形固定資産	5,328,798	長期借入金	5,775,728
建物及び構築物	3,403,795	リース債務	5,879
機械装置及び運搬具	1,138,048	繰延税金負債	298,946
土地	632,801	退職給付に係る負債	1,753,568
その他	154,153	長期未払金	15,938
無形固定資産	133,344	資産除去債務	22,234
ソフトウェア	117,023	負ののれん	19,113
その他	16,320	その他	31,237
投資その他の資産	1,172,647	負債合計	9,194,893
投資有価証券	1,141,711	(純 資 産 の 部)	
繰延税金資産	10,492	株主資本	27,288
その他	20,443	資本金	100,000
		資本剰余金	1,643,985
		利益剰余金	△ 1,400,439
		自己株式	△ 316,257
		その他の包括利益累計額	567,609
		その他有価証券評価差額金	567,609
		非支配株主持分	18,051
資産合計	9,807,843	純 資 産 合 計	612,949
		負債・純資産合計	9,807,843

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	金 額	
営業収益		3,486,728
営業費用		
運輸業等営業費及び売上原価	2,580,777	
販売費及び一般管理費	1,516,139	4,096,917
営業損失		610,189
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,816	
負ののれん償却額	7,472	
土地物件貸付料	4,955	
補助金収入	66,585	
その他の収益	53,220	136,049
営業外費用		
支払利息	84,604	
その他の費用	4,140	88,745
経常損失		562,885
特別損失		
固定資産除却損	174	
減損損失	62	237
税金等調整前当期純損失		563,123
法人税、住民税及び事業税	7,498	
法人税等調整額	△ 2,991	4,507
当期純損失		567,630
非支配株主に帰属する当期純利益		13,163
親会社株主に帰属する当期純損失		580,793

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:千円)

△	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	100,000	1,643,985	△ 819,645	△ 316,255	608,083
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当期純損失			△ 580,793		△ 580,793
自己株式の取得				△ 52	△ 52
自己株式の処分				50	50
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	△ 580,793	△ 2	△ 580,795
当 期 末 残 高	100,000	1,643,985	△ 1,400,439	△ 316,257	27,288

△	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額		
当 期 首 残 高	593,608	593,608	9,103	1,210,795
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する 当期純損失				△ 580,793
自己株式の取得				△ 52
自己株式の処分				50
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 25,998	△ 25,998	8,947	△ 17,051
当期変動額合計	△ 25,998	△ 25,998	8,947	△ 597,846
当 期 末 残 高	567,609	567,609	18,051	612,949

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 …… 2社
立山貫光ターミナル株式会社、立山黒部サービス株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない関連会社である富山地鉄自動車整備株式会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と同一であります。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

(ロ) 棚卸資産

先入先出法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

(ロ) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上の方法

(イ) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(ロ) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、自己都合による期末要支給額相当額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(イ) 旅客収入

旅客収入は、旅客に運輸サービスを提供した時点において履行義務が充足されると判断しており、当該旅客に運輸サービスを提供した時点で収益を認識しております。

(ロ) ホテル収入

ホテル収入は、宿泊客がチェックアウトした時点において履行義務が充足されると判断しており、当該宿泊客のチェックアウト時点で収益を認識しております。

(ハ) 飲食及び物品販売収入

飲食及び物品販売収入は、飲食の提供及び物品を販売した時点において履行義務が充足されると判断しており、飲食の提供及び物品を販売した時点で収益を認識しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

有形固定資産	5,328,798 千円
無形固定資産	133,344 千円

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、有形固定資産及び無形固定資産を、運輸及び構内事業に係る資産グループ、ホテル立山に係る資産グループ、弥陀ヶ原ホテルに係るグループ及びその他の複数の資産グループにグルーピングしており、複数の資産グループに営業損失の継続その他の減損の兆候があります。

当連結会計年度末において、減損損失の認識の判定を行ない、認識を必要としたその他の資産グループについては、資産グループの帳簿価額を回収可能価額である正味売却価額まで減額しております。

(2) 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損損失の認識の判定において利用する将来キャッシュ・フローの基礎となる将来の事業計画には仮定が含まれております。当該事業計画に含まれる主要な仮定には、当社線利用人員予測、ホテル宿泊人員予測、営業収益予測、営業費予測及び設備更新投資計画があります。

当社線利用人員及びホテル宿泊人員は、令和6年3月期では新型コロナウイルス感染症の影響により従来の8割程度、令和7年3月期以降では従来の9割程度の水準に回復することを想定しております。営業収益、営業費及び設備更新投資についても当面は売上に対応して抑制することを想定しておりますが、長期的にはキャッシュ・フローの見積期間において更新が必要と判断した重要な設備投資を見積りに含めております。

(3) 翌年度の連結計算書類に与える影響

事業計画に含まれる仮定は新型コロナウイルス感染症の収束や気象状況などによって影響を受ける可能性があり、実際のキャッシュ・フローが見積りと異なった場合、翌連結会計年度の計算書類において、有形固定資産及び無形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

(イ) 担保に供している資産

建物及び構築物	3,121,044 千円
機械装置及び運搬具	775,764 千円
土地	36,672 千円
その他の事業用固定資産	15,122 千円
投資有価証券	600,000 千円
計	<u>4,548,603 千円</u>

(ロ) 担保に係る債務

短期借入金	778,599 千円
長期借入金	4,030,328 千円
計	<u>4,808,928 千円</u>

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

28,464,408 千円

(3) 固定資産の圧縮記帳

建物及び構築物	121,822 千円
機械装置及び運搬具	46,377 千円
計	<u>168,199 千円</u>

(4) 当座貸越契約

当社は、効率的に運転資金を確保するため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,600,000 千円
借入実行残高	- 千円
差引額	<u>1,600,000 千円</u>

(5) 財務制限条項

長期借入金のうち5,256,908千円(2021年11月24日付シンジケート・ローン契約等)の中には、以下の財務制限条項が付されております。

- (イ) 2028年3月期以降の各年度の決算期の末日における貸借対照表における純資産の部の金額を、前決算期の末日または2027年3月決算期の末日の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の金額の75%以上の金額に維持すること。
- (ロ) 2025年3月期以降の各年度の決算期の損益計算書における経常損益について2期連続の赤字を回避すること。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 9,291,668 株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

借入金の使途は運転資金および設備投資資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。(注2)を参照ください。)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,935,857 千円	2,935,857 千円	- 千円
(2) 投資有価証券 その他有価証券	1,134,089 千円	1,134,089 千円	- 千円
(3) 長期借入金 (1年以内に返済するものを含む)	(6,570,728) 千円	(6,406,581) 千円	164,147 千円

※負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額7,622千円)は、「(2) 投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。

(3) 金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(イ) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	1,134,089	-	-	1,134,089
資産計	1,134,089	-	-	1,134,089
(該当事項はありません)	-	-	-	-
負債計	-	-	-	-

(ロ) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(該当事項はありません)	-	-	-	-
資産計	-	-	-	-
長期借入金 (1年以内に返済するものを含む)	-	6,406,581	-	6,406,581
負債計	-	6,406,581	-	6,406,581

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 投資有価証券

活発な市場における相場価格を用いて上場株式を評価しており、レベル1の時価に分類しております。

(2) 長期借入金

借入契約毎に分類した当該長期借入金の元利金を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	66.29 円
一株当たり当期純損失	64.72 円

10. その他の注記

(1) 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失
長野県大町市	遊休資産	土地	62 千円
合 計			62 千円

当社グループは、継続的に損益の把握を実施している管理会計上の単位である事業グループ別にグルーピングを行っております。ただし、将来の使用が見込まれていない遊休資産などは、個別の資産グループとして取り扱っております。

上記資産について、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、収益性の低下により投資額を回収する目的が立たないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しております。正味売却価額は、主として不動産鑑定士による評価額等をもとに評価しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローが見込めないため零と評価しております。

(2) 資産除去債務関係

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(イ) 当該資産除去債務の概要

建物解体時におけるアスベスト除去費用及び使用中のトランス等に含まれるPCBの処理費用であります。

(ロ) 当該資産除去債務の金額の算定方法

建物解体時に発生するアスベスト除去費用は、当該債務にかかる建物の撤去する期間を17年と見積り、割引率は1.854%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(ハ) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

内訳	金額
期首残高	22,234 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円
時の経過による調整額	- 千円
資産除去債務の履行による減少額	- 千円
期末残高	22,234 千円

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上していないもの

当社グループは、千寿ヶ原～美女平間ほかの運輸事業及び室堂ほかのホテル事業の国有林野使用許可書に基づき、当社グループが使用する使用許可物件(土地)の返還時に、原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する使用許可物件(土地)の実質的な使用期間は、国の林野行政の動向に左右されるため、現時点では明確ではなく、将来運輸事業及びホテル事業を移転又は廃止する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることが不可能であります。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(3) 収益認識関係

(イ) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	運輸事業	ホテル事業	その他事業	合計
旅客収入	2,163,278	-	-	2,163,278
ホテル収入	-	747,781	-	747,781
飲食及び物品販売収入	-	552,414	-	552,414
その他収入	12,377	-	-	12,377
顧客との契約から生じる収入	2,175,655	1,300,196	-	3,475,851
その他の収益	-	3,959	6,916	10,876
外部顧客に対する売上高	2,175,655	1,304,156	6,916	3,486,728

(ロ) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(5)重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(ハ) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計

年度において存在する顧客との契約から当連結会計年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和5年5月22日

立山黒部貫光株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 石原鉄也 ㊞

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 五十嵐忠 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、立山黒部貫光株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

令和5年5月22日

立山黒部貫光株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 石原鉄也 ㊞

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 五十嵐忠 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、立山黒部貫光株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、立山黒部貫光株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の

基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役の監査報告書 謄本

監査報告書

私たち監査役は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月25日

立山黒部貫光株式会社

監査役 出来田 肇 ㊟

監査役 舟橋 貴之 ㊟

監査役 新庄 一洋 ㊟

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役14名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役15名全員が任期満了となります。つきましては、取締役14名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	み かなめ 見 角 要 (昭和31年3月21日生)	昭和53年4月 富山地方鉄道(株)入社 平成25年6月 当社取締役運輸事業部長 平成29年6月 当社常務取締役運輸事業部長 平成30年12月 当社常務取締役運輸事業部長兼物販事業部長 令和元年6月 当社代表取締役社長(現任)	1,000株
※2	たくさがわ けん じ 田草川 健 二 (昭和40年9月27日生)	昭和63年4月 日本開発銀行入行 平成25年6月 DBJ証券(株)取締役 平成28年4月 サッポロ不動産開発(株)事業創造・開発部長 平成30年6月 池袋地域冷暖房(株)常務取締役(現任)	0株
3	おお たに しん いち 大 谷 真 一 (昭和38年1月31日生)	昭和60年4月 富山地方鉄道(株)入社 令和元年6月 当社取締役運輸事業部長兼物販事業部長 令和4年12月 当社取締役ホテル事業委託部長(現任) 令和4年12月 立山貫光ターミナル(株)取締役ホテル事業部担当(現任)	10株
4	かわ たか けん ゆう 川 高 健 裕 (昭和37年7月10日生)	昭和61年4月 当社入社 令和元年6月 当社取締役 令和元年6月 立山貫光ターミナル(株)取締役宇奈月国際ホテル支配人 令和4年12月 当社取締役経営企画部長(現任)	500株
5	にっ た はち ろう 新 田 八 朗 (昭和33年8月27日生)	平成12年1月 日本海ガス(株)代表取締役社長 平成30年1月 日本海ガス絆ホールディングス(株)代表取締役社長 令和2年11月 富山県知事(現任) 令和3年6月 当社取締役(現任)	0株
※6	かな い ゆたか 金 井 豊 (昭和29年10月19日生)	平成25年6月 北陸電力(株)代表取締役副社長 平成27年6月 同社代表取締役社長 令和3年6月 同社代表取締役会長(現任)	0株
※7	むぎ の ひで のり 麦 野 英 順 (昭和32年3月18日生)	平成25年6月 (株)ほくほくフィナンシャルグループ取締役 平成25年6月 (株)北陸銀行代表取締役会長 令和4年6月 同行特別顧問(現任)	0株
8	みや もと のぶ ゆき 宮 本 信 之 (昭和38年11月21日生)	令和元年7月 関西電力(株)執行役員人財・安全推進室長 令和2年6月 同社執行役常務(現任) 令和2年6月 当社取締役(現任)	0株

※ 9	なか だ くに ひこ 中 田 邦 彦 (昭和32年8月23日生)	平成27年6月 富山地方鉄道(株)専務取締役企画部長 平成27年6月 当社監査役 令和3年6月 加越能バス(株)代表取締役社長(現任)	0株
10	ふじ い ひろ ひさ 藤 井 裕 久 (昭和37年4月5日生)	平成23年4月 富山県議会議員 平成30年4月 富山県商工会連合会副会長 令和3年4月 富山市長(現任) 令和3年6月 当社取締役(現任)	0株
11	うし こし とおる 牛 越 徹 (昭和25年11月23日生)	平成17年4月 長野県上伊那地方事務所長 平成18年7月 長野県大町市長(現任) 平成19年6月 当社取締役(現任)	0株
12	お ぎき こう じ 尾 崎 浩 二 (昭和44年5月16日生)	平成29年4月 (株)みずほファイナンシャルグループリサーチ&コンサルティング業務部副部長 平成31年4月 (株)みずほ銀行関西公共法人部長 令和3年5月 同行富山支店長(現任) 令和3年6月 当社取締役(現任)	0株
13	すぎ ばやし よし ひろ 杉 林 義 宏 (昭和38年5月13日生)	昭和62年4月 富山地方鉄道(株)入社 平成31年4月 当社運輸事業部理事兼立山運輸区長 令和元年12月 当社技術環境部理事兼次長 令和3年6月 当社取締役技術環境部長(現任)	0株
※ 14	うち やま たか ひろ 内 山 高 宏 (昭和40年7月15日生)	昭和63年4月 当社入社 平成30年9月 当社経営企画室次長 令和3年6月 当社総務部長(現任)	0株

(注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。

2. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. 新田八朗、金井 豊、麦野英順、宮本信之、中田邦彦、藤井裕久、牛越 徹、尾崎浩二の各氏は社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者に関する特記事項

①新田八朗氏は、富山県知事としての豊富な行政経験と高い見識を有しており、公益的事業を営む当社の社外取締役として適任であることから選任をお願いするものであります。

②金井 豊氏は、北陸電力(株)の代表取締役会長であり、経営者としての豊富な経験と高い見識による経営全般に対する助言、提言を期待し、選任をお願いするものであります。

③麦野英順氏は、(株)北陸銀行の特別顧問であり、経済・金融情勢に関する豊富な経験と高い見識による経営全般に対する助言、提言を期待し、選任をお願いするものであります。なお、(株)北陸銀行は、当社の主要な取引先(特定関係事業者)に該当いたします。

④宮本信之氏は、関西電力(株)の執行役常務であり、公益的企業経営における豊富な経験と高い見識による経営全般に対する助言、提言を期待し、選任をお願いするものであります。

⑤中田邦彦氏は、加越能バス(株)の代表取締役社長であり、運輸事業の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、同じく運輸事業を営む当社の社外取締役として適任であることから選任をお願いするものであります。

⑥藤井裕久氏は、富山市長としての豊富な行政経験と高い見識を有しており、公益的事業を営む当社の社外取締役として適任であることから選任をお願いするものであります。

⑦牛越 徹氏は、大町市長としての豊富な行政経験と高い見識を有しており、公益的事業を営む当社の社外取締役として適任であることから選任をお願いするものであります。

⑧尾崎浩二氏は、(株)みずほ銀行富山支店長であり、経済・金融情勢に関する豊富な経験と高い見識による経営全般に対する助言、提言を期待し、選任をお願いするものであります。

なお、(株)みずほ銀行は、当社の主要な取引先（特定関係事業者）に該当いたします。

5. 新田八朗、宮本信之、藤井裕久、牛越 徹、尾崎浩二の各氏と当社との間で、会社法第 427 条第 1 項に基づく責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合には当該契約を継続する予定であります。
6. 金井 豊、麦野英順、中田邦彦の各氏が社外取締役を選任された場合は、当社との間で会社法第 427 条第 1 項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第 2 号議案 監査役 3 名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 3 名全員が任期満了となりますので、監査役 3 名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位	所有する 当社株式の数
1	で き でん はじめ 出来田 肇 (昭和36年4月2日生)	平成31年4月 富山県労働委員会事務局長 令和2年4月 富山県監査委員事務局長 令和3年4月 富山県生活環境文化部長 令和4年6月 当社監査役（現任）	0株
2	ふな はし たか ゆき 舟橋 貴之 (昭和40年5月17日生)	平成10年2月 富山県立山町議会議員 平成18年2月 富山県立山町長（現任） 平成18年6月 当社監査役（現任）	0株
3	しん じょう かず ひろ 新庄 一洋 (昭和38年5月18日生)	令和元年6月 富山地方鉄道(株)常務取締役自動車部長 令和3年6月 同社専務取締役企画部長（現任） 令和3年6月 当社監査役（現任）	0株

(注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 舟橋貴之氏および新庄一洋氏は、社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者に関する特記事項

①舟橋貴之氏は、立山町長として豊富な行政経験と高い見識を有しており、公益的事業を営む当社の社外監査役として適任であることから選任をお願いするものであります。

舟橋貴之氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結時をもって17年であります。

②新庄一洋氏は、富山地方鉄道(株)の専務取締役であり、運輸事業の豊富な経験と経営全般に高い見識を有しており、運輸事業を営む当社の社外監査役として適任であることから選任をお願いするものであります。なお、富山地方鉄道(株)は、当社の関連会社（特定関係事業者）に該当いたします。

新庄一洋氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結時をもって2年であります。

4. 出来田 肇、舟橋貴之、新庄一洋の各氏と当社との間で、会社法第 427 条第 1 項に基づく責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合には当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 参議3名承認の件

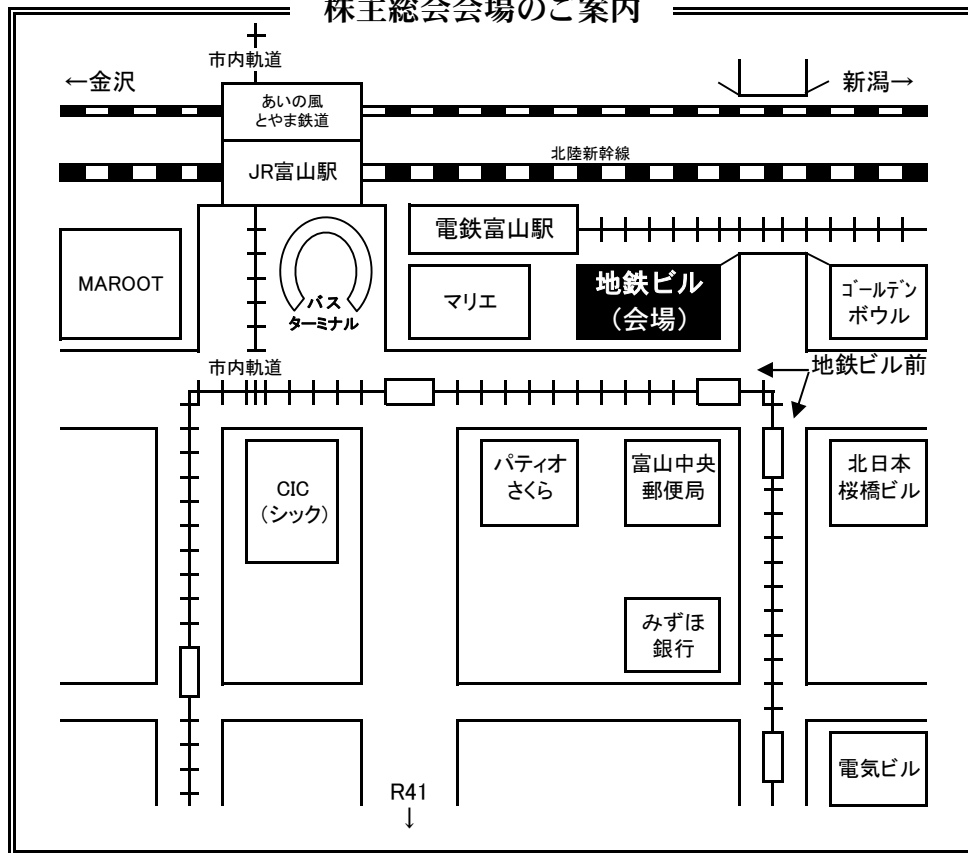
参議は当社定款により、県議会議員5名で構成されておりますが、横山 栄、稗苗清吉、吉田 勉の3氏の退任に伴い、県議会の推薦に基づき、取締役会で選任決議された参議3名の承認をお願いするものであります。

取締役会で選任決議された参議は、次のとおりであります。

氏 名	備 考
か 鹿 くま まさ かず 熊 正 一	富山県議会議員
やま ざき むね よし 山 崎 宗 良	同 上
ひ づめ ひろ こ 火 爪 弘 子	同 上

以 上

株主総会会場のご案内



【会 場】

富山市桜町1丁目1番36号
富山地鉄ビル5階 佐伯記念ホール